

特別定額給付金に係る死亡世帯主の取扱いに関する

指定都市市長会緊急要請

特別定額給付金（新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関連）は、基準日である令和2年4月27日に住民基本台帳に記録されている者を給付対象者として、1人につき10万円を市区町村から給付するものである。

申請・受給権者は世帯主とされ、基準日以降に世帯主が申請を行うことなく死亡した場合、他の世帯員がいる場合には、新たに世帯主となった者が死亡した世帯主の分を含めて申請し給付を受けることができるが、単身世帯においては、「実務上給付事務が発生しない」とする見解が総務省から示されており、給付されない取扱いとされている。

給付事務を担う市区町村における申請書の発送に当たっては、DV等避難者などからの事前申出及び市区町村間の連絡調整期間が設けられているほか、印刷や発送などに準備が必要であることから、基準日と申請書到着日との間には一定の空白期間が生じざるをえない制度となっている。また、市区町村によって、さらに、同一自治体内であっても、申請書の到達時期が一律ではない状況にある。

このように、住民の責によらず、申請することができない状況が生じているにもかかわらず、単身世帯に限り、申請の有無により取扱いが異なることは著しく公平性を欠くものである。

ついては、以下のとおり要望する。

基準日以降に単身の世帯主が死亡した場合は、遺族が特別定額給付金の申請を行うことができるよう取扱いを変更すること。

また、変更に当たっては、無用な混乱が生じないよう全国一律の取扱いとするとともに、制度の見直し内容を明確にし、十分な周知を行うなど、円滑な給付に向けて取り組むこと。

令和2年7月28日
指定都市市長会